

水道料金等の改定について（素案）に係るパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和3年10月15日（金）～11月14日（日）
- 2 提出方法 郵送、電子メール、FAX、提出箱への投函
- 3 提出箱設置場所 岩内町役場庁舎1階ロビー、文化センター（図書室）、老人福祉センター、人材開発センター
- 4 提出件数 3件

提出された意見等

No	ご意見等の概要	ご意見等に対する岩内町の考え方	区分
1	子育て世帯、ひとり親世帯、高齢者のみの世帯など、一般家庭よりも大変な世帯には水道料の値上げ幅を下げしてほしい。 全ての家庭が同じ料金というのは不平等ではないかと思えます。	一般的に、子育て世帯は使用水量が多く、ひとり親世帯、高齢者世帯は使用水量が少ない傾向がありますが、独立採算を基本とする公営企業としては、使用水量の多い階層（又は少ない階層）の負担割合を低く抑えると、その逆の階層の負担割合を高くする必要があります。今回は、かなり高率での料金改定となるため、広く公平な負担を第一に考え、特定の階層に負担が偏らないよう配慮いたしました。 また、一部の事業体で行われている、特定の世帯に対する料金減免については、現在、経営健全化に向け収支の改善に取り組んでいることや、特定の世帯の減免分を結果的に他の世帯が負担することへの理解が得られないため、水道事業としての実施はできないものと判断しております。	C
2	・ 水道施設の老朽化等による料金の改定には納得しています。 ・ 基本水量の廃止を希望していましたが、基本料金1カ月の基本水量10㎡から変更して8㎡以内は現行料金のままにして欲しいと思います。 ・ 「生活実態なども踏まえ、使用水量が多い方、少ない方両方の公平性を確保する」に同感です。	基本水量が担っている公衆衛生の向上や生活環境の改善などの役割は、当町においては依然あるため基本水量を存続し、10㎡、8㎡、6㎡にした場合のメリット、デメリットを評価・検討の上、現行どおり10㎡といたしました。 また、今回の料金改定では、非常に大きな改定率が必要とされますので、全ての使用者によって水道事業を支えていただきたいと考えており、基本料金も含む全ての項目での料金引き上げとしております。	C
3	・ 基本水量を見直してください。 ・ 月5t以下の使用水量の方々への料金を見直してください。	基本水量については、月5㎡に近い6㎡と、10㎡、8㎡にした場合のメリット、デメリットを評価・検討の上、現行どおり10㎡といたしました。 また、使用水量の少ない方の料金については、広く公平な負担を第一に考えた中で、全ての使用者によって水道事業を支えていただきたいとの考えのもと、料金設定しております。	C

「ご意見等に対する岩内町の考え方」のA～Eの区分

- A・・・ご意見等を受けて素案を修正したもの
- B・・・素案とご意見等の趣旨が同様であるもの
- C・・・素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
- D・・・料金改定にあたって参考となる情報
- E・・・素案に対するご質問等